

令和4年度 上関町立上関小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和2年3月改定

1 目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、学校におけるいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定します。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校は、いじめは全ての児童に関係する問題であるとの認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする取組を全教職員で推進します。

3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要です。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策のための校内組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要です。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

「いじり」といわれる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要があります。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

4 基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有するとともに、いじめはどの子どもにも起こりう

るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

5 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめの未然防止、早期発見、早期対応にあたるため、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等で構成するいじめ防止のための校内組織を設置します。

6 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

教職員は、基本理念にのっとり保護者、地域住民、教育委員会その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処します。

(別表参照)

7 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされ場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止のための校内組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

8 関係機関等との連携

いじめ問題の対応においては、関係児童及び保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては教育委員会をはじめ関係機関等と速やかに適切な連携を図ります。

また、日頃から町教育委員会との情報共有を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、人権擁護委員、警察等との連携が図れる体制を整えます。

9 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、

いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、県及び町方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応します。

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、町教育委員会を經由して、町長へ報告します。

② 調査委員会の設置・調査

速やかな全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、いじめ対策のための校内組織を母体に、必要に応じてその他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、町教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

町教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

③ 調査結果の報告

該当児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、町教育委員会を經由して、町長へ調査結果を報告します。

10 その他の留意事項

① いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において評価します。それをもとに学校におけるいじめ等の防止の改善を図ります。

② 国、県、または町のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。

(別表) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校での取組

		児童へ直接かかわる取組		保護者との連携や依頼
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組 		<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通して善悪の判断を育成 ○地域での様々な行事への参加
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人での児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 		<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物のチェック ○「いじり」や「からかい」への適切な対応、指導
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	被害	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	被害	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(スクールカウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為が明確でないいじめ	被害	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(スクールカウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携による取組

各家庭(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発 ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡

